

令和6年度 事業計画

【 基本理念 】

『みなさん一人ひとりが福祉の主役』

～社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会は、
誰一人 取り残さない福祉のまちづくりに取り組みます。～

【 職員行動指針 】

1. わたくしたちは、地域住民に寄り添い、ともに生きる社会の実現に努めます。
1. わたくしたちは、質の高いサービスを行うため常に自己研鑽に励み、知識と技術の向上に努め、チャレンジ精神をもって業務に取り組みます。
1. わたくしたちは、職員同士のチームワークと各担当の連携を進め、笑顔と感謝を忘れず相手を思いやる気持ちを大切にします。
1. わたくしたちは、社協活動の透明化・健全化を行い、経営の安定化を図ります。

社会福祉法人
筑紫野市社会福祉協議会

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会 令和 6 年 度 事 業 計 画 『みなさん一人ひとりが福祉の主役』

「基本方針」

福祉ニーズや生活課題は複合化・深刻化し、社会環境はますます変化している。少子高齢化、人口減少が本格化するなか、いわゆる「2025年問題」や「2040年問題」を見据えて、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを、筑紫野市とともにより一層進めていかなければならない。

当協議会では、各団体・関係機関との連携を図り、地域における住民同士の顔が見える関係づくりと、誰一人取り残さない地域づくりに向けて、各コミュニティに対しての支援体制を強化するとともに、あらゆる事象に迅速に対応できる組織体制を構築する。

また、2024年は、医療・介護・障がい分野に関わる診療報酬等の改正が行われる。当協議会が運営する介護保険事業や障がい福祉サービス事業においても、質の高い福祉サービスの提供に努めるとともに、安定した経営を目指していきたい。そのためにも、慢性的な人材不足ではあるが、職場環境整備や処遇改善に積極的に取り組み、職員一人ひとりのスキルアップとあわせて人材の確保・定着を図っていく。

さらに、近年の大規模な自然災害発生を踏まえて、業務継続計画（BCP）を昨年12月に策定した。大地震等の自然災害や感染症等の蔓延、大事故、各種ライフライン等の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させて適切な業務執行ができるように、業務継続計画（BCP）に基づく研修や訓練を実施する。

以上の基本方針を具体化するため、次の5項目を重点目標に掲げ、「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向けて、各種事業の充実に努めていく。

「重点目標」

1. 業務継続計画（BCP）の推進
2. 生活支援体制整備事業の推進強化並びに地域共生社会実現への取り組み強化
3. 社会福祉法人連絡会の設置に向けたネットワークづくり
4. 人材の確保・定着と経営の安定化
5. 人権擁護・虐待防止の推進と質の高いサービス提供

「事業実施計画」

| 区 分 | 事 業 項 目 | 事 業 の 内 容 |
|---|-------------------------|--|
| (1) 会員・寄付金関係 (総務課 総務担当) | ①会員加入の促進 | 住民相互の支え合い制度である会員会費制度に、ひとりでも多くの市民に参加していただくため、コミュニティ等での会合や広報誌・ホームページを活用し、会員加入促進を図る。(併せて会費を財源とした福祉事業の啓発を行う。) |
| | ②寄付金募集 | 一般寄付及び特別寄付(香典返し)等の寄付金募集について、広報誌・ホームページ等にて市民への啓発に努め、寄付者の意向に応じた福祉事業への活用を行う。 |
| (2) 地域住民全般を対象とする福祉事業の実施 (総務課 総務担当) | ①福祉バスの運行 | 市内の福祉団体に対し、福祉バスの貸し出しを行う。また、安心して利用いただけるよう適正な運行、整備管理、また車内消毒等の感染症予防を徹底する。 |
| | ②福祉車両貸出事業 | 日常的に車椅子を使用している高齢者・障がい者の方の通院等の外出を支援する為、車椅子のまま乗車できる福祉車両(軽自動車)の無料貸し出しを行う。 |
| | ③老人福祉センターの運営 (市受託事業) | 高齢者の健康増進や生きがいづくりの促進を図ることを目的に運営を行う。また、安全で安心して利用できるよう来場者へのサービス向上に努めると共に、施設の維持管理・感染症予防を徹底する。 |
| | ④社会福祉大会の開催 | 関係者の参加を得て社会福祉大会を開催し、福祉功労者等への表彰・感謝を行う。 |
| (3) 広報活動の充実 (総務課 総務担当) | ①機関誌の発行 | 社協の取り組みや地域で行われている様々な福祉活動の紹介を通じ、福祉活動への市民参加を促進することを目的に「福祉だより」を年4回発行し、市内全戸及び公共機関に配布する。また、市民の意見を取り入れ、分かりやすい紙面づくりに努める。 |
| | ②ホームページでの福祉情報の提供 | 社協事業をはじめとする、地域の福祉情報を迅速に提供するとともに、積極的な情報の発信により開かれた社協を目指す。 |
| | ③広報活動の充実 | 地域でのイベント等で幅広い世代に対して、会員会費を財源とした社協事業や赤い羽根共同募金を財源とした取り組み等、社協の各種事業について積極的な広報活動を行う。 |
| (4) BCP(業務継続計画)の推進 | ①BCP(業務継続計画)の推進 | <u>災害等にあっても、適切な業務執行を行うために、令和5年度に作成したBCP(業務継続計画)に基づき、緊急事態発生時に確実に本計画が運用できるよう、教育・訓練等を行う。</u> |
| (5) 共同募金運動の推進 (総務課 総務担当) | ①共同募金運動の推進 | 共同募金は、地域の福祉ニーズのために使われるということをあらゆる機会を通じ周知を行う。併せて、共同募金会をはじめとする関係機関と連携し、募金運動を行う。 また、市民の共同募金運動への理解を一層深めるために、適正な配分に努める。 |

※網掛け部分は新規事業、下線部分は重点目標事項です。

| 区 分 | 事 業 項 目 | 事 業 の 内 容 |
|---|---|---|
| (6) 地域福祉活動の 推進 (総務課 地域福祉担当) | ①第2次地域福祉 計画及び活動計画 の推進 | 第7次筑紫野市総合計画や福祉関連個別計画との整合性を図り、市と連携を取りながら第2次地域福祉計画及び活動計画を見直し、第3次地域福祉活動計画への策定に取り組む。 |
| | ②福祉委員制度の 推進充実 | だれもが安心して暮らすことができる地域づくりの実現を目指し、地域住民や区長、自治会長、民生委員・児童委員と協力して、地域福祉活動に取り組むボランティアである福祉委員の設置を推進する。 また、資質向上や情報提供・情報共有を目的とした研修会を開催し、福祉委員が地域で、福祉活動に取り組みやすい環境整備に取り組む。 |
| | ③ふれあいいきいき サロン活動の支援 及び充実 (高齢者・障がい 者・子育て) | 生きがいづくり・仲間づくりなど、住民同士の自発的な支え合い活動であるふれあいいきいきサロン活動がより充実するよう、地域で活動している様々な団体との調整や社会資源の情報提供を積極的に行う。 また、サロン活動の情報交換と活動ができるよう支援していくことを目的としたサロン連絡会を開催する。 |
| | ④各コミュニティを 単位とした福祉活 動の推進 | 各地区民生委員児童委員協議会同様に、各コミュニティ運営協議会の健康福祉部等との連携を図るため、職員を各コミュニティ担当制として地域住民や関係機関・団体との協働による福祉活動や生活支援事業の実現に向けたモデル事業を実施する。 |
| | ⑤生活支援体制整備 事業 (市受託事業) | 高齢者等が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域における生活支援活動の担い手となる団体相互の情報共有と協働を働きかけ、互助活動が活性化した地域づくりの推進を強化する。 |
| | ⑥社会福祉法人連絡 会設置に向けたネ ットワークづくり | 社会福祉法人が連携して様々な福祉課題を解決していくことを目的に、相談窓口となる連絡会設置に向けたネットワーク構築をする。 |
| | ⑦ふくおかライフレ スキュー事業 | 生活困窮や孤立・DVなどの様々な地域課題に対し、社会福祉法人等が連携し解決していくことを目的に、県社協や市及び関係機関と連携し、広域的な相談窓口機能の強化を図る。 |
| | ⑧災害ボランティア 設置運営訓練の実施 | 県社協、市及び関係機関と連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施する。 |
| | ⑨在宅介護者交流会 の開催の支援 | 筑紫野市介護を考える家族の会と協働で介護者同士の交流や講演会、情報交換を目的とした「介護者のつどい」の開催の支援を行う。 |

※網掛け部分は新規事業、下線部分は重点目標事項です。

| 区 分 | 事 業 項 目 | 事 業 の 内 容 |
|---|--|--|
| | ⑩筑紫野市民生委員 児童委員連合会へ の協力・支援 (市補助事業) | 民生委員・児童委員並びに主任児童委員が地域福祉の担い手として十分に実践活動を行うことが出来る様、研修会の開催の支援を行う。また、市担当課と緊密な連携を図りながら、関係機関との連絡調整、組織運営のための理事会などの開催協力・支援を行う。 |
| | ⑪地域福祉を支える 担い手づくりの 推進 | 地域における福祉を支える担い手不足が課題となっているなか、地域住民への参加の機会拡充に向けた、担い手づくりの講座を開催し、興味を持ち活躍する多様な人材の育成を図り、将来に向けて人材確保の裾野を広げる。また、受講者が地域で活動できる場へつなげる。 |
| (7) 障がい者福祉事業 の推進 (総務課 地域福祉担当) | ①手話奉仕員養成 講座の開催 (市受託事業) | 手話の学習を通じて、聴覚障がい者や手話に対する理解を深め、聴覚障がい者の社会参加への協力の輪を広げることを目的に手話奉仕員養成講座を開催する。 |
| | ②共同作業所等への 支援 | 共同募金配分金を活用した無認可共同作業所等への財政支援を行う。 また、ボランティア団体である「ちくしの福祉村」が主催する福祉講座の開催支援を行うとともに、障がい者の作品展示・販売、市民との交流・つながりの場である「もよってひろっぱ」の活動を支援する。 |
| (8) ボランティア センターの機能充 実 (総務課 地域福祉担当) | ①ボランティア センターの機能 充実 | ボランティアセンター機能の充実を図るため、生涯学習ボランティアバンクや関係機関・団体等との連携強化に引き続き取り組む。 また、身近なボランティア活動の相談窓口として、情報発信やコーディネート機能の強化、新たな人材の育成・発掘のため講座等を開催する。ボランティアニーズの把握と共にSNS等を活用した情報の発信や共有等により、ボランティア団体や個人ボランティア等がより活動しやすい環境整備にも取り組む。 |
| (9) 福祉教育・ボラン ティア学習の推進 (総務課 地域福祉担当) | ① 福祉教育の推進 | 地域福祉を推進するための取り組みの一つとして、市や学校・ボランティア連絡協議会の協力を得ながら、学校や地域における様々な分野に於いての福祉教育の推進を図る。 |
| (10) ボランティアの育 成 (総務課 地域福祉担当) | ①ボランティア活動 保険加入促進 | ボランティア活動を行う方々が安心して活動に取り組むことが出来るよう、ボランティア活動保険の周知をホームページや広報等を行うとともに、加入者に事故等が起きた際には必要な事務手続きを随時行う。 |
| | ②ボランティア活動 への支援及び情報 提供 | 福祉ボランティア団体への活動費の助成及び登録ボランティアへの活動支援や情報提供により、ボランティア活動が展開しやすい環境の整備を行う。 |

| 区 分 | 事 業 項 目 | 事 業 の 内 容 |
|--|-------------------------------|--|
| | ③分野別ボランティア講座の開催 | ボランティア活動の啓発及び、人材発掘・育成を目的に、各福祉ボランティアグループや、コミュニティ運営協議会等関係団体の協力を得ながら、様々な分野での福祉ボランティア養成講座を行う。 |
| (11) 子育て支援活動の推進 (総務課 地域福祉担当) | ① 子育て支援活動の推進 | 地域ぐるみで、子どもを安心して健やかに育てられる環境づくりに努めるとともに、市及び関係団体、子育てサークル等との連携強化に取り組む。 |
| (12) 各種貸出事業 (総務課 地域福祉担当) | ①福祉機器貸出事業 | 介護者の身体的負担の軽減や、介護が必要な高齢者・障がい者が、可能な限り自立した生活が送れるよう、福祉機器の貸し出しを行う。また、感染予防等から、貸出機器の消毒を徹底する。 併せて、共同募金並びに社協会員会費のPRを行う。 * 貸出機器 ⇨ 車椅子・介護ベッド・ポータブルトイレ・シャワーチェア等 |
| | ②行事用機器貸出事業 | 地域福祉活動の活性化を図ることを目的に、地域に開かれた交流会・つどい等のイベントに必要な行事用機器の貸し出しを行い、社協活動並びに、共同募金のPRを行う。 * 貸出機器 ⇨ 綿菓子機・ポップコーン機・催事用テント |
| (13) 要支援者に対する権利擁護の推進 (総務課 暮らしのサポートセンター担当) | ①日常生活自立支援事業（県社協受託事業） | 生活保護受給者で、判断能力が不十分なため日常生活に不安がある方を対象に、福祉サービス利用援助（日常的金銭管理等）を実施し、安心して地域の中で生活が続けられるよう支援を行う。 |
| | ②暮らしのサポートセンター事業（福祉サービス利用援助事業） | 判断能力が不十分なため、日常生活に不安がある方を対象に、福祉サービス利用援助（日常的金銭管理等）や法人後見を実施し、安心して地域の中で生活が続けられるよう支援を行う。 また、任意後見制度とそれに付随する各種契約等の実施に向けた準備を行う。 さらに、権利擁護支援における地域連携ネットワークの構築に向け、市役所等関係機関と協議を進める。 |
| | ③不登校支援事業 | 不登校等の不安や悩みを抱える保護者に寄り添い、我が子とより良い関係を再構築できるように支援するサポーターの養成講座や講演会を開催する。また、サポーターが立ち上げた、「ちくしの不登校支援ネット」の活動協力を行う。 |
| | ④生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業） | 低所得者や高齢者、障がい者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的とし、市及び民生委員・児童委員の協力のもと必要な資金の貸付手続きを行う。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮した世帯が対象となった特例貸付の償還や今後の生計維持に関する相談について、自立相談支援機関である筑紫野市保護課や県社協等関係機関と幅広い連携を図りながら、対応していく。 |

※網掛け部分は新規事業です。

| 区 分 | 事 業 項 目 | 事 業 の 内 容 |
|-----------------------------------|---|--|
| (14) 介護保険事業 (福祉課 介護保険担当) | ①訪問入浴介護事業 | 看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴介護を行い、利用者が可能な限り自宅で自立した生活を送ることができるよう、身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指して実施する。また、職員研修を実施し、支援技術の向上を図ると共に職場環境の整備やスキルアップの支援、処遇改善に取り組み、サービスの質の向上及び人材確保・定着を図る。 |
| | ②介護予防訪問入浴介護事業 | 要支援1・2の認定を受け、感染症等の特別な事情がある利用者に対して、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、要支援状態の維持または悪化させないことを目的とし入浴サービスを行う。 |
| | ③居宅介護支援事業 | 要介護認定を受けた利用者が、可能な限り自宅で自立した生活を送ることができるよう、心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行う。 また、地域包括支援センターからの委託を受け、事業対象者や要支援1・2の認定を受けた利用者が要介護状態になることを防ぎ、可能な限り自宅で自立した生活を送ることができるよう、予防プランを作成し適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行う。 |
| | ④訪問介護事業 | 要介護認定を受けた利用者が、可能な限り自宅で自立した生活を送ることができるよう、ケアプランに基づき、ヘルパーが自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの身体介護や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活援助を行う。また、安定してサービスを提供できるよう、職場環境の整備やスキルアップの支援、処遇改善に取り組み、サービスの質の向上及び人材確保・定着を図る。 |
| | ⑤訪問型サービス (介護予防・生活支援総合事業) | 要支援または事業対象者の認定を受けた、状態の維持及び改善の可能性が高い利用者に対して、予防プランに基づき、自分で行うことが困難な食事・排泄・入浴などの身体介護や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活援助を行う。 |
| | ⑥訪問型サービスA (介護予防・生活支援総合事業) (市受託事業) | 要支援または事業対象者の認定を受け、市が決定した利用者に対して、生活援助を行い、自立した生活を継続出来るように支援する。 |
| | ⑦感染症対策の徹底 | 感染対策を効果的に実施するために、職員一人ひとりが必要な事項をよく理解し、感染症対策を実践することで、感染を予防し、安定して介護サービスを提供していく。 |
| | ⑧経営の安定化 | 事業収益性を求められる事業については、利用者確保やコスト意識の徹底に努め、より安定した経営を目指す。また、引き続き人材確保に努めると共に、感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスを安定的、継続的に提供できるよう、業務継続計画（BCP）に基づき、緊急時にいち早く対応・復旧ができるよう、委員会の開催、訓練等を行っていく。 |

※下線部分は重点目標事項です。

| 区 分 | 事 業 項 目 | 事 業 の 内 容 |
|---|---|--|
| (15) 在宅福祉事業 (福祉課 介護保険担当) | ①筑紫野市入浴 サービス事業 (市受託事業) | 自宅での入浴が困難な重度の身体障がい者等に対し、看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴介護を提供することで、身体の清潔の保持と心身機能の維持を図るとともに、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。また、安定してサービスを提供できるよう、職場環境の整備やスキルアップの支援、処遇改善に取り組み、サービスの質の向上及び人材確保・定着を図る。 |
| | ②障がい者ホーム ヘルパー派遣事業 | 居宅介護では障がい区分1以上の認定を受けた利用者が自立した生活を送ることができるよう、食事・排泄・入浴などの身体介護や、掃除・洗濯・買い物・調理等の生活援助を行う。また、障がい区分2以上で必要と認められた利用者に対して、通院等介助を行う。 同行援護では視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を行うことで、地域生活や社会参加を支援する。また、安定してサービスを提供できるよう、職場環境の整備やスキルアップの支援、処遇改善に取り組み、サービスの質の向上及び人材確保・定着を図る。 |
| | ③コミュニティ ヘルパー派遣事業 | 介護保険サービスでは適用されないサービスを提供することで、利用者の多様なニーズに対応し、生活の質の向上を図る。 |
| | ④食の自立支援事業 (市受託事業) | 市が決定した、自立した食生活を営むことが困難で、訪問による安否確認や声かけ等による地域での見守りを必要とする、高齢者または障がい者に対して、栄養バランスのとれた夕食の配達と安否確認を行う。また、市関係課・包括支援センター並びに介護保険関連事業所及び民生委員等との連携を図り、見守り支援体制づくりを推進する。 |
| (16) 生活介護事業 「さるびあ学園」 (福祉課 施設担当) | ①生活介護事業 (市指定管理事業) *定員1日20名 *障がい支援区分 3以上 | 通所により食事および排泄などの介護を行う。利用者の人権を尊重し、一人ひとりの能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、個別支援計画に基づき質の高いサービスを提供し支援を行う。 季節行事やお楽しみ食事会等の行事にも取り組み、利用者の活動の充実を図る。 |
| | ② 園外活動 | 近隣の文化・観光施設などに出かけ、外食など施設外での活動を楽しめるよう支援する。また、個人の好みやペースを尊重できるように小グループで実施する。 |
| | ③ 地域社会参加活動 | 地域の方や市内の各団体・グループの方、福祉関係の大学の学生との交流や、カミーリヤフェスティバルなどの地域行事への参加を通じて、障がい者福祉への理解を高める。 |

※下線部分は重点目標事項です。

| 区 分 | 事 業 項 目 | 事 業 の 内 容 |
|--|--|--|
| | ④職員研修 | <u>人権擁護・虐待防止の更なる推進や業務継続のための研修や訓練を実施し、職員の意識を高め質の高いサービス提供を行う。</u> |
| | ⑤他機関との連携 | 利用者や家族の望む生活を実現できるように相談支援事業所や他機関と密に連携をとりながら支援を行う。 |
| | ⑥施設利用契約の拡大及び雇用の安定化 | 特別支援学校等の現場実習を積極的に受け入れると共に各関係機関に施設案内を行い、定員の充足を図るため新規利用契約につなげる。 また、職員の労働環境の向上に努め職場定着を図る。 |
| (17) 日中一時支援事業 「ほほえみクラブ」 (福祉課 施設担当) | ①地域生活支援事業 (市指定管理事業) *定員 1日 10名 | 夏休み等長期休み期間中、障がいのある小学1年生から高校3年生までを対象に休み期間中の生活の安定を図り、自立や社会参加のための力を養う。 また、卒業後に生活介護事業への利用につながるよう、利用者およびその家族に対して施設説明を行う。 * 実施期間：夏休み・冬休み・春休み期間 |

※下線部分は重点目標事項です。